## 2018年 ワンポイント解説 健康保険法

## (法40条2項 標準報酬月額等級の上限の弾力的変更)

#### [条文]

毎年3月31日における標準報酬月額等級の最高等級に該当する被保険者数の被保険者総数に 占める割合が100分の1.5を超える場合において、その状態が継続すると認められるときは、その 年の9月1日から、政令で、当該最高等級の上に更に等級を加える標準報酬月額の等級区分の 改定を行うことができる。

ただし、その年の3月31日において、改定後の標準報酬月額等級の最高等級に該当する被保険者数の同日における被保険者総数に占める割合が100分の0.5を下回ってはならない

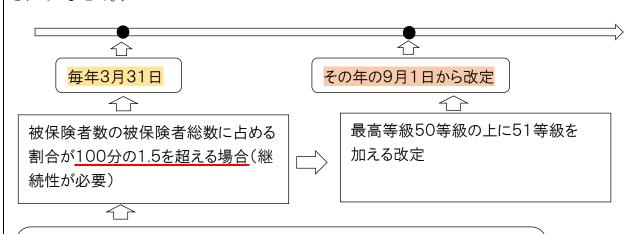


[標準報酬月額等級の上限の弾力的変更の趣旨]

社会全体の賃金の変動に応じて標準報酬月額を改定する仕組み

速やかに改定が行われるように、法律での改定ではなく、<mark>政令</mark>で改定ができるように規定されています。

(標準報酬月額等級の上限の弾力的変更は、あくまでも上限のみの変更で、下限については規定されていません。)



3月31日において、改定後(51等級)の最高等級に該当する被保険者数が、被保険者総数に占める割合が100分の0.5を下回らないことが条件。

51等級の該当者が0.5パーセント以上いる場合が条件です。



[横断…厚生年金保険法の標準報酬月額等級の上限の弾力的変更]



全被保険者の標準報酬月額を平均した額の100分の200に相当する額が標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額を超える場合(継続性が必要)

# その年の9月1日から改定

最高等級31等級の上に32等級を 加える改定

## 「(厚生年金保険法20条2項)

健康保険法に規定する標準報酬月額の等級区分を参酌して、政令で、当該、最高等級のうえに 更に等級を加える標準報酬月額の等級区分の改定を行うことができる。」